

請 願 文 書 表

令和6年9月2日配付

総務文教常任委員会付託

少人数学級推進と義務教育費国庫負担制度を堅持するための、2025年度
政府予算に係る意見書採択の請願書

- 1 受理番号 第1号
- 2 受理年月日 令和6年8月19日
- 3 請願者 淡路市志筑新島6-2
津名教職員組合 執行委員長 川畑 大和
- 4 紹介議員 多田 耕造

5 請願の趣旨及び理由

【請願趣旨・理由】

21年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びと育ちを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2025年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

【請願事項】

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体で、国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減はおこなわないこと。
- 4 教職員未配置問題の解消にむけ、必要な財政措置を講じ、人材確保に努めること。
- 5 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引き上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。
- 6 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。

少人数学級推進と義務教育費国庫負担制度の堅持に係る意見書（案）

21年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びと育ちを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数

職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

- 3 自治体で、国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減はおこなわないこと。
- 4 教職員未配置問題の解消にむけ、必要な財政措置を講じ、人材確保に努めること。
- 5 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引き上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。
- 6 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年 月 日

兵庫県淡路市議会議長 舩谷 宏

提出先

衆議院議長 額賀 福志郎 様

参議院議長 尾辻 秀久 様

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

財務大臣 鈴木 俊一 様

総務大臣 松本 剛明 様

文部科学大臣 盛山 正仁 様

令和6年8月19日

請願趣旨説明等の申出

淡路市議会議長 梶谷 宏 様

この度の請願「少人数学級推進と義務教育費国庫負担制度の堅持に係る意見書」の採択を求める請願の審査に際しては、淡路市議会請願及び陳情取扱要綱6条および7条により、趣旨説明をさせていただきたいと考えております。日程が確定次第、ご連絡いただければ幸いです。

どうしても調整が見つからない場合は、請願趣旨に沿って、紹介議員より当方の趣旨をご説明いただければと存じます。

ご配慮のほど、よろしくお願い申し上げます。

津名教職員組合

書記長 那木 宣孝